

### 3.7 核兵器国の保障措置(自発的提供保障措置協定)

#### 3.7.1 概要 <sup>【14】</sup>

- ・NPT 上の核兵器国 <sup>【15】</sup> は NPT に規定の保障措置を受入れる義務なし
- ・非核兵器国が、保障措置受入れ義務により原子力の民生利用に関しても不利な扱いを受けるという懸念を和らげることを目的として、核兵器国 5ヶ国全てが自発的に保障措置協定を締結
- ・協定に従い、保障措置の対象となり得る原子力施設のリスト(eligible list)を自主的に提示し、IAEA がその中から選択して保障措置を適用
- ・INFCIRC/153 (Corrected)に基づく協定の形式に従っているが、対象とする核物質や原子力施設の範囲は様々で、例えば、各国の安全保障上重要な原子力施設は除外
- ・核兵器国は通告により特定の原子力施設を eligible list から外すことが可能

#### 3.7.2 経緯 <sup>【12】</sup>

- ・1960 年代後半、NPT 及び関連の保障措置手法についての準備が進み、複数の工業化された非核兵器国は、この条約下で非核兵器国に求められる保障措置が、核兵器国の原子力産業と比較して好ましくない状態に置かれることを懸念
- ・保障措置が、原子力産業に経済的な重荷になること、産業スパイの危険性を高め、独占情報や非常に高く評価されている契約関係の機密性が危機にさらされる可能性
- ・これらの懸念を払拭するため、核兵器国が姿勢表明

##### -米国

「私達が(NPT で)提案する保障措置が、あらゆる国の平和な活動を妨害することはない信じる。そして、私達自身が受け入れに不本意であるような保障措置の受け入れを、どのような国に対しても求めることがないことを、世界に明確にしたい。従って私は、本日、本条約下でその保障措置が適用される際に、米国は、国家の安全保障に直接関わる重大な部分のみを除外して、米国内の全ての原子力活動に対して、その保障措置を適用することを IAEA に認めることを発表する」

1967/12/2, リンドン・ジョンソン大統領、世界初の持続的核分裂《臨界》から 25 周年の記念日におけるスピーチ

##### -英国

「英国が(NPT について)合意決定するのを支えるために、国際保障措置が条約の規定の履行として、非核兵器国において実行される際に、英国内では国家の安全保障上の理由に関わる部分だけを除外して、同様の保障措置を適用することについて申し出る準備をする」

1967/12/4, 英国外務大臣が英国下院にて

- ・ジョンソン米国大統領の提案は、後継者であるニクソン及びフォード大統領によって更改、追認
- ・NPT 加盟の主要な非核兵器国で、重要な原子力施設を運転している国々が IAEA 保障措置協定を締結後、英国は歐州原子力委員会(EURATOM)と共に IAEA との間の保障措置協定の合意に至る
- ・ボランタリーオファーによる保障措置協定の発効日、及び協定文書番号(INFCIRC)は、「STATUS LIST Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols(URL: <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>)」を参照

## 3.7.3 目的

## [1] 核兵器国が IAEA と保障措置協定を締結した理由

- できるだけ多くの国々が IAEA 保障措置を受入れることを促進し、少なくとも非核兵器国における平和利用の原子力活動の核物質に対して、IAEA 保障措置を普遍的に適用することを可能とするため
- 核兵器国が締結した協定の序文に記載されている締結の目的は、以下のとおり

表 3-1 自発的提供 (Voluntary Offer) による保障措置協定締結の目的

国	序文での記載概要
英国	(NPT)条約に従った保障措置の適用が原因で、非核兵器国が商業上の不利を被ることはないことを示すことによって、(NPT)条約に対する支持が拡大されることを終始望んできた
米国	(NPT)条約に従った保障措置の適用が原因で、商業上の不利を被ることはないことを非核兵器国に示すことによって、(NPT)条約に対する支持の拡大を推進するため
フランス	より多くの国々によってこの保障措置が受け入れられることを促すため
ロシア	(NPT)条約の支持を拡大し、IAEA の保障措置を発展させ、IAEA の保障措置がより多くの国々によって受け入れられることを促進するため
中国	IAEA の憲章に定められている目的を支持し、全世界の人類の利益のために原子力エネルギーの平和利用を促進するため

## ・その他、以下の理由

- (i) 1968 年に NPT が署名開放された後、ウィーンでの議論の中で述べられた理由
  - 民生用の原子力活動に関して、核兵器国と非核兵器国間の差別を避けるため
  - 条約加盟の核兵器国と非核兵器国間の国際的な移転の確証を可能にするため
  - 査察官の訓練と査察技術の開発のための機会を提供するため
- (ii) 加盟国にその後生じた状況に関連した理由
  - 副次的效果として、IAEA 保障措置により、核物質がテロリストによる流用(または違法な転用)に対して、国家権力によってきちんと制御され、保護されていることに対する信頼を増進するため
  - IAEA の査察官として、核兵器国の国民を送り込み、受入れることによる相互主義
  - 産業スパイの危険性は、テロリストの活動や軍事的な攻撃に対する諜報活動の可能性を含むかもしれない、という意見

## [2] IAEA が核兵器国において保障措置を実施する目的

- ・革新的な保障措置の方法を試験するため
- ・IAEA が進歩した核燃料サイクル施設の保障措置以外では得ることができない経験を積むため
- ・核兵器国のいくつかの施設は保障措置の対象であるという、非核兵器国の期待を満足させるため
- ・他の保障措置協定に基づく義務の結果であって、効率的である場合(例えば、核物質の移転の確認を行う義務があり、非核兵器国の受け取りで確認するより、核兵器国が輸出段階で行う方が経済的である場合)

## 3.7.4 対象施設

## (1) 協定序文の記載

表 3-2 自発的提供保障措置協定の保障措置適用範囲

国	序文での記載概要
英國	国家の安全保障に関する施設のみを除外
米国	直接、国家の重大な安全保障に関する施設のみを除外
フランス	民生用原子力施設
ロシア	平和利用の原子力施設、すなわち、原子力発電所と研究炉
中国	民生用原子力施設

(2) IAEA が保障措置を適用する施設を選択する際に考慮する要素<sup>【16】</sup>

- (i) 他国と協定した法的な義務を満足しているかどうか、
- (ii) 新たな保障措置手段開発のためにいくつかの施設をモデルとして有益な保障措置経験が得られるかどうか、
- (iii) CSA を発効させている他の国に対して輸送される核物質を検証した場合に、輸送先での費用対効果が向上するかどうか

(3) 核兵器国における IAEA 保障措置適用施設(2022)<sup>【17】</sup>

表 3-5 自発的提供保障措置協定の保障措置適用施設(2022 年)

国	施設区分	施設名称	位置
英國	濃縮施設	Urenco Capenhurst E22, E23, A3	Capenhurst
	貯蔵施設	Special nuclear material store 9	Sellafield
	貯蔵施設	Thorp product store	Sellafield
米国	貯蔵施設	KAMS Storage	Savannah River Site
仏国	濃縮施設	Georges Besse II	Bollene
	再処理	AREVA NC-UP2 & UP3	La Hague
	燃料加工	Melox de Marcoule	Chusclan
ロシア	貯蔵施設	IUEC Storage Facility	Angarsk
中国	濃縮施設	Shaanxi	Han Zhang
	発電炉	HTR-PM	Rongcheng

(注)IAEA の保障措置活動は、報告された核物質の輸出入量の評価に限定

### 3.7.5 核兵器国の追加議定書

- (1) 核兵器国の追加議定書発効日は、「STATUS LIST Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols(URL: <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>)」を参照

#### (2) 「国家安全保障除外」の取扱

米国が IAEA と締結した追加議定書では、以下のとおり明確に規定

- ・「国家安全保障除外」の適用(第 1 条 b 項)

- ・国家安全保障に関わる重要な活動に対しては、米国が「管理されたアクセス」の適用の権利を有すること(第 1 条 c 項)

「国家安全保障除外」及び「管理されたアクセス」の適用における自国の権利を強調して明文化した表現は、米国の追加議定書特有のもの

他の核兵器国の追加議定書では「国家安全保障除外」との表現が明示されていない

管理されたアクセス:

-核拡散及び安全保障上の機微な情報の漏洩の防止、安全確保、セキュリティ確保、又は経済的・財産的価値を有する情報の保護を目的に、IAEA のアクセスに制限を加えるもの

#### (3) 「補完的なアクセス」の条項の取扱

- ・非核兵器国の追加議定書には必ず含まれている、環境試料の採取を含むアクセスの拡大を求める「補完的なアクセス」を定める条項:

(モデル追加議定書では第 4-10 条)

中国とロシアの追加議定書は環境試料の採取に係る補完的なアクセスの条項を一切含まないのに対し、米国、英国、フランスは含む

補完的なアクセスの中でも、特に「環境試料の採取」は国家安全保障に関連する機微な情報へのアクセスにつながるとの懸念から、異なる扱い

- ・「環境試料の採取」の条項:

フランスが「広域的な環境試料」の条項は含まないのに対し、米国、英国は含む

米国の追加議定書は、英國のものと同様に文面上は非核兵器国のものと同等で、他の核兵器国(特に中国・ロシア)のものと比べ、IAEA のアクセス権限をより広範に認めた(intrusive)内容